

前期末支払資金残高取り崩し協議書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり前期末支払資金残高を取り崩し、使用したいので、協議します。

施 設 名				
	令和	年度末残高	取り崩し使用金額	残額
前期末支払資金残高				
使用（予定）年月日		令和 年 月 日		
使 用 目 的				
使 途	建築工事費			
	設計監理費			
	設備整備費			
	運営費			
	その他			
	合 計			

担当者
連絡先
TEL

取り崩しのための要件

要件1（すべて満たす）

※経理等通知3(2)による取り崩しの場合

チェック	内 容
①	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準が遵守されていること
②	委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること
③	給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等、人件費の運用が適正に行われていること
④	給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること
⑤	入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること
⑥	運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること
⑦	その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと

要件2（いずれかを実施している）

※経理等通知3(2)による取り崩しの場合

チェック	内 容
①	延長保育事業 及び これと同様の事業と認められるもの
②	一時預かり事業
③	乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受け入れ
④	地域子育て支援拠点事業 又は これと同様の事業と認められるもの
⑤	集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障害児の受け入れ
⑥	家庭支援推進保育事業 又は これと同様の事業と認められるもの
⑦	休日保育加算の対象施設
⑧	病児保育事業 又は これと同様の事業と認められるもの

要件3（すべて満たす）

※経理等通知3(2)による取り崩しの場合

チェック	内 容
①	適用する会計基準に基づく財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること
②	毎年度、次のア又はイが実施されていること
ア	第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること
イ	「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること
③	処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む）のいずれも満たしていること

添付書類

チェック	添 付 書 類
1	当該施設区分の当年度予算書、前年度決算書（貸借対照表、収支計算書）
2	目的及び効果が確認できる書類（予算書、事業計画書、見積書、請求書等）
3	要件1～3の充足状況が確認できる書類

例
 要件1: 直近の指導監査の結果通知の写し
 要件2: 重要事項説明書など
 要件3: ①備え付けの写真など
 ②ア市の加算認定通知など
 イ重要事項説明書やHPのスクリーンショットなど